

介護老人福祉施設利用料金表 (令和6年8月1日より)

特別養護老人ホームつまま園

1. 介護保険給付対象サービス費…介護保険負担割合証が1割の方の金額を表示

①介護(基本)サービス費…ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費の額を除いた金【自己負担額(1~3割分)】をお支払い下さい。

※2割負担の方は1割負担を倍にした金額、3割負担の方は3倍にした金額をお支払いください。

【従来型個室,多床室を利用した場合】

(1日当たり:円)

	介護サービス費	栄養マネジメント強化加算	看護体制加算	個別機能訓練加算Ⅰ	夜間職員配置加算	日常生活継続支援加算	計	うち介護保険から給付される金額	自己負担額(1割分)
要介護1	5,890	110	120	120	280	360	6,880	6,192	688円
要介護2	6,590	110	120	120	280	360	7,580	6,822	758円
要介護3	7,320	110	120	120	280	360	8,310	7,479	831円
要介護4	8,020	110	120	120	280	360	9,010	8,109	901円
要介護5	8,710	110	120	120	280	360	9,700	8,730	970円

【ユニット型個室(たぶの里)を利用した場合】

(1日当たり:円)

	介護サービス費	栄養マネジメント強化加算	看護体制加算	個別機能訓練加算Ⅰ	夜間職員配置加算	日常生活継続支援加算	計	うち介護保険から給付される金額	自己負担額(1割分)
要介護1	7,680	110	120	120	210	460	8,700	7,830	870円
要介護2	8,360	110	120	120	210	460	9,380	8,442	938円
要介護3	9,100	110	120	120	210	460	10,120	9,108	1,012円
要介護4	9,770	110	120	120	210	460	10,790	9,711	1,079円
要介護5	10,430	110	120	120	210	460	11,450	10,305	1,145円

※上記の加算の他、介護職員等処遇改善加算として1ヵ月の介護報酬総単位数×14.0%分をご負担いただけます。

②その他のサービス加算…下記の表により、該当する方は【自己負担額(1割分)】をお支払い下さい。

	内 容	自己負担額(1割分)
経口維持加算Ⅰ	医師等の診断により嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し特別な管理をしたとき	400円/月
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰにおいて行う観察、会議等に医師、衛生士が参加したとき	100円/月
療養食加算	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食等)を提供したとき	6円/回
口腔衛生管理加算Ⅱ	口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、必要な情報を活用しているとき	110円/月
初期加算	新規入所から30日間(病院に30日以上入院し、再び入所した場合も)	30円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰの要件に加え、内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用したとき	20円/月
個別機能訓練加算Ⅲ	個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定し、理学療法士等が個別機能訓練計画の内容等の情報を相互に共有し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有しているとき	20円/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	医療機関との間で一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等に医療機関と連携し適切に対応しており、感染対策向上加算、又は、外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関、又は、地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修、又は、訓練に、1年に1回以上参加しているとき	10円/月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けているとき	5円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等を1つ以上導入し、1年に1回、業務改善の取組によるデータの提供を行っているとき	10円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	利用者の情報を科学的介護情報システム(LIFE)に提出してフィードバックを受け、PDCAサイクル・ケアの質の向上に取り組んだとき	50円/月

※その他、外泊時加算、看取り介護加算、安全対策体制加算、配置医師緊急時対応加算等があります。

2. 介護保険給付対象外サービス費

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

(1日当たり:円)

	介護保険減額認定証に記載されている金額				
	通常	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,520円	300円	390円	650円	1,360円

②居住に要する費用(光熱水費及び室料)

(1日当たり:円)

	介護保険減額認定証に記載されている金額				
	通常	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1,231円	380円	480円	880円	880円
多床室	915円	0円	430円	430円	430円
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

③その他の費用

サービス	内 容	利用負担額
特別な食事の提供	ご利用者個人の希望により、特別な食事を提供したとき	個人要した実費
理髪	毎月第2・4月曜日(理容師の出張による)	丸刈 1,800円 調髪 2,300円
貴重品の管理	預金通帳と印鑑、有価証券、年金証書等を管理	1,000円/月
レクリエーション・日用品費	レクリエーション・日常生活用品のうち、ご利用者個人の希望により提供し、負担いただくことが適当であるもの	個人要した実費

*利用料金、サービス内容等について、ご不明な点、質問がございましたらお気軽にお尋ね下さい。